

波佐見町地域防災計画

－ 資料編 －

令和5年6月

資料編

1	災害対策基本法（抜粋）	1
2	土砂災害危険箇所一覧	5
3	土砂災害警戒区域一覧	14
4	災害時応援協定等一覧	17
5	備蓄物資一覧	18
6	指定避難所等一覧	19
7	緊急輸送道路ネットワーク図	21
8	緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式	22
9	要配慮者利用施設一覧	24
10	波佐見町防災会議条例	26
11	波佐見町災害対策本部条例	28
12	波佐見町災害対策本部規要綱	29
13	波佐見町伝達系統図	34
14	自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式	35
15	警報・注意報等の種類	37
16	雨や風の強さと被害等との関係	40
17	台風の規模	42
18	天気予報に用いる時刻に関する用語	43
19	気象庁震度階級関連解説表	44
20	被害報告様式	48
21	避難情報等の広報文例	52
22	医療関連施設一覧	55
23	災害弔慰金の支給等に関する条例	56

1 災害対策基本法（抜粋）

（目 的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策副本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策副本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

災害対策基本法第2条第3項の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

災害対策基本法第2条第4項の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

災害対策基本法第2条第5項の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関

※(国)国立研究開発法人、(独)独立行政法人、(公)公益社団法人、(一社)一般社団法人

公共的機関	独立行政法人	(国)防災科学技術研究所、(国)量子科学技術研究開発機構、(国)日本原子力研究開発機構、(独)国立病院機構、(独)地域医療機能推進機構、(国)農業・食品産業技術総合研究機構、(国)森林研究・整備機構、(国)水産研究・教育機構、(国)土木研究所、(国)建築研究所、(国)海上・港湾・航空技術研究所、(独)水資源機構、(独)日本高速道路保有・債務返済機構
	日本銀行	
	日本赤十字社	
	日本放送協会	
	その他の公共的機関	電力広域的運営推進機関、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、日本郵便(株)
公益的事業を営む法人	電気	北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力ホールディングス(株)、東京電力カフュエル&パワー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、北陸電力(株)、中部電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)
	ガス	東京瓦斯(株)、大阪瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、

		出光興産(株)、太陽石油(株)、昭和シェル石油(株)、コスモ石油(株)、富士石油(株)、JXTGエネルギー(株)
	輸送	日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運搬(株)、北海道旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
	通信	日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
	その他	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)、(株)イトーヨーカ堂、イオン(株)、ユニー(株)、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)セブン&アイ・ホールディングス、(公)全日本トラック協会、(一社)全国建設業協会、(公)日本医師会、(一社)日本建設業連合会

災害対策基本法第2条第6項の規定により長崎県知事が指定する指定地方公共機関

日本銀行長崎支店、日本赤十字社長崎県支部、日本放送協会長崎放送局、
西日本高速道路(株)九州支社佐賀高速道路事務所、九州旅客鉄道(株)長崎支社、
NTTフィールドテクノ九州支社長崎営業所、日本郵便(株)長崎中央郵便局、
日本通運(株)長崎支店、九州電力送配電(株)佐世保配電事業所、一般社団法人長崎県医師会、
一般社団法人長崎県歯科医師会、公益社団法人長崎県看護協会、西部ガス株式会社長崎支店、
一般社団法人長崎県LPガス協会、一般社団法人長崎県バス協会、
公益財団法人長崎県トラック協会、島原鉄道(株)、松浦鉄道(株)、
九州旅客船協会連合会、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、長崎文化放送(株)、
(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎、(株)長崎新聞社、
一般社団法人長崎県建設業協会、

2 災害危険箇所一覽

災害危険箇所一覽(溜池)

番号	位置	現況	災害被害予想							防止対策 工事の現況		
			山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	溜池 (カ所)	道路 (m)	河川 (m)	家屋 (戸)		その他	
1	丸尾 (岳辺田郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 8,000m ³)		1.3	0.4			100		8		平成 25 年度 放水路の一部補修 (地元)
2	井石大堤 (井石郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 130,000m ³)		23.0	5.0			1,200	200	80		平成 29 年度 余水吐の簡易補修 (地元)
3	高平 (長野郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 40,000m ³)		4.5	0.2			1,100	300	2		平成 29 年度 余水吐の一部補修 (地元)
4	神林 (志折郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 50,000m ³)		18.0	1.0			100	80	10		平成 16・17 年度 取水施設等一部改修済 平成 18 年度 一部堤体工施工済
5	釜ノ浦 (中尾郷)	堤体が高く貯水量も多く危険性が高いため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 56,000m ³)		10.0	0.4			800	200	9		平成 12 年度 自然災害防止事業
6	落合 (田ノ頭郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 45,000m ³)		7.5	0.3			300		4		平成 26 年度 放水路の一部補修 (地元)
7	瀬別当第一 (村木郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。(貯水量 41,600m ³)		6.0	0.3			700	300	6		
8	舟倉 (村木郷)	堤体が老朽化しているため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 28,000m ³)		15.0	0.3			200	200	6		平成 26 年度 放水路の一部補修 (地元)
9	猪狩 (宿郷)	堤体が老朽化し、一部漏水が確認されるため巡視を行っている。 (貯水量 140,000m ³)		23.0	11.0			2,200	300	55		
10	前尾 (金屋郷)	堤体が老朽化し、漏水が確認されるため、巡視を行っている。 (貯水量 11,000m ³)		4.0				350				
11	根比呂 (村木郷)	貯水量が多く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 135,000m ³)		98.0	3.0					76		
12	本谷 (村木郷)	堤体が高く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 42,000m ³)		8.0	0.5					13		
13	長谷 (長野郷)	堤体が高く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 25,000m ³)		27.0	0.1					3		

14	狸山下 (村木郷)	堤体が高く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 25,000m3)	46.0	0.7				18		平成 27 年度 放水路の一部補修 (地元)
15	狸山上 (村木郷)	堤体が高く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 10,000m3)	46.0	0.3				7		
16	稗ノ尾谷 (小樽郷)	堤体が高く危険性があるため、災害危険箇所巡視を行っている。 (貯水量 13,000m3)	6.0	2.8				10		平成 25 年度 内堤側一部補修 (農地水)

災害危険箇所一覧(地すべり)

番号	位置	現況	災害被害予想								防止対策 工事の現況
			山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	溜池 (カ所)	道路 (m)	河川 (m)	家屋 (戸)	その他	
1	野々川地区 (野々川郷)	昭和37年災により地すべり移動があり、その後小康を保っていたが、昭和53年に再び活発になり、降雨ごとに人家裏、農耕地の崩壊危険性があり、河川に流出する恐れが大である。	1	16.0	5.0	2	700	700	38	公民館1	昭和45～46年及び昭和54年度対策工事施工済。昭和59～60年度及び平成3年度対策工事施工済。平成5～12年度で対策工事施工済。平成18年度対策工事施工済(久保田製茶付近)。監視中。
2	田ノ頭地区 (田ノ頭郷 宇山口口)	昭和28年7月の豪雨により表層地すべり発生。昭和29～31年対策工事完了。昭和42年7月豪雨により東側斜面に亀裂発生。昭和47年概成。昭和62年6月及び8月の集中豪雨により昭和28年の分が再活動した。地すべり対策工は完了したが、大雨が降れば地すべりが拡大する危険性がある。	5	6.0	0.2	4	1,400		21		昭和63年～平成元年度対策工事施工済。平成9～13年度で対策工事施工済。監視中。
3	谷源志地区 (鬼木郷)	農村振興局指定地すべり防止区域(鬼木地区)に接した所で、平成11年の梅雨前線豪雨により上部山林に亀裂及び滑落崖が発生しているため、豪雨時には警戒を要する。	8	3.0	0.5		1,300	1,100	9		平成 16 年 2 月 9 日付で地すべり防止区域に指定される。平成 17 年度から 21 年度で対策工事施工済。監視中(10.5ha)。
4	町道 中居山線 (井石郷)	昭和54年頃に農道として整備され、平成元年度に町道に追加認定されたものである。その後、法面に亀裂が生じており、大雨時に亀裂の拡大や崩壊する恐れがあり注意を要する。	1				240				亀裂の状況を観測中。

災害危険箇所一覧(山くずれ)

番号	位置	現況	災害被害予想							防止対策 工事の現況	
			山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	溜池 (カ所)	道路 (m)	河川 (m)	家屋 (戸)		その他
1	サヤノ御前 (永尾郷)	当地区の山腹は急峻であり、脆弱な斜面の下方に人家及び県道等があり、豪雨時には注意を要する。	15	2.0	1.8		1,200	980	28	1	平成 18 年度から部分的に対策工事済。監視中。
2	城ノ下 (井石郷)	当地区の山腹は急峻であり、風化岩が露出し、一部崩落している。2級河川と用水路が接し豪雨時には注意を要する。	1	5.2	0.5			100	1		平成 18 年度に砂防自然災害防止工事施工済。監視中。
3	下中尾 (中尾郷)	当地区の山腹は急峻であり、脆弱な斜面の下方に人家及び町道等があり、豪雨時には注意を要する。	7		0.5		500	600	12		平成 24～26 年度に治山工事施工済。監視中。
4	山神 (永尾郷)	当地区の山腹は急峻であり、脆弱な斜面の下方に人家及び町道等があり、豪雨時には注意を要する。	1	0.5	0.5		300	400	18		平成 26 年度から治山工事施工中。(旧分校裏～永尾山神社付近)
5	下湯無田 (湯無田郷)	当地区の山腹は急峻であり、落石等の可能性が高い脆弱な斜面の下方に人家及び町道等があり、豪雨時には注意を要する。	5	3.0	1.0		500		18		現在、治山工事施工中。監視中。
6	中ノ原 (井石郷)	当地区の山腹は急峻であり、脆弱な斜面の下方に人家及び町道等があり、豪雨時には注意を要する。	0		0.1		200		2		平成 23 年度対策工事施工済。

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

災害危険箇所一覧(急傾斜地)

番号	位置	現況	災害被害予想							防止対策 工事の現況	
			山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	溜池 (カ所)	道路 (m)	河川 (m)	家屋 (戸)		その他
1	三股 (三股郷)	地すべり指定 S36, 5, 17	1	4.0	0.1		300	760	15		昭和 53 年度に緊急急傾斜工事施工済。監視中。
2	アカイ倉 (中尾郷)	豪雨時に崩壊する恐れあり注意を要する。	1		0.1		40	40	9		平成 14 年度県単急傾斜事業により施工済。監視中。
3	永尾 (永尾郷)	住宅密集地の裏山が一部崩壊し注意を要する。			0.5				13		平成 7 年度県単急傾斜事業により施工済。監視中。
4	町坪、城の下 (湯無田郷・井石郷)	住宅の裏山が一部崩壊している。豪雨時に崩壊する恐れがあり注意を要する。	1		1.0		290	60	33		平成 10 年度で対策工事施工済。監視中。

資料編

5	這松 (稗木場郷)	住宅の裏山が一部崩壊。平成9年度災害関連事業で復旧工事を施工。豪雨時に警戒を要する。	0		0.3			70		6		平成9年度災害関連地域防災がけ崩れ対策事業により施工済。監視中。
6	御堂 (小樽郷)	豪雨時に崩壊する恐れあり注意を要する。	1	0.2	0.4			130	40	14		平成12年度で対策工事施工済。監視中。
7	永尾 (永尾郷)	住宅の裏山一帯が一部崩壊。豪雨時に崩壊する恐れあり注意を要する。	0		0.5			70		5	地区公民館	平成15年度で対策工事施工済。監視中。
8	稗木場 (長野郷)	住宅の裏が一部崩壊。豪雨時には注意を要する。	0.3		0.5			140		14		

災害危険箇所一覧(河川)

番号	位置	現況	災害被害予想								防止対策 工事の現況	
			山林 (ha)	耕地 (ha)	宅地 (ha)	溜池 (カ所)	道路 (m)	河川 (m)	家屋 (戸)	その他		
1	皿山川 (皿山郷)	河川断面が狭小であり、出水時に溢水の恐れがある。		5.0	1.3			300	800	40		監視中。
2	日見須川 (乙長野郷)	二級河川長野川と普通河川日見須川の合流する地域で、降雨時には床下浸水を繰り返しており警戒を要する。		1.2	0.1			100	200	3		平成18年度に側溝整備3箇所施工済。監視中で平成28・31年度に一部浚渫を実施済。また、道路改良計画と併せ、河川(日見須川)の改修を検討する。
3	川棚川 (江良山堰)	平成23年度から鋼製可動堰が起立、転倒できなくなり、出水時に警戒を要する。		5.2	1.0			730	200	5	1 水道施設	平成25年度農業用河川工作物応急対策事業施工済。現在工事済。

重要水防箇所(老朽溜池)

	名称	所在地	かんがい 面積 (ha)	溜池規模			築堤後 の概略 経過 年数	摘 要	番号
				堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³			
1	丸尾	岳辺田郷	0.8	6.7	55.0	8,000	不明		県北 293
2	井石大堤	井石郷	13.9	8.0	150.0	130,000	不明		県北 294
3	高平	長野郷	7.3	6.9	112.0	40,000	不明		県北 295
4	神林	志折郷	19.7	6.8	171.0	50,000	不明		県北 296
5	釜ノ浦	中尾郷	10.5	10.0	44.0	56,000	128		県北 297
6	落合	田ノ頭郷	3.3	6.7	65.0	45,000	不明		県北 298
7	瀬別当第一	村木郷	8.6	5.8	75.0	41,600	不明		県北 299
8	舟倉	村木郷	7.9	5.4	47.0	28,000	不明		県北 300
9	猪狩	宿郷	11.1	5.9	171.0	140,000	343		県北 301
10	前尾	金屋郷	4.9	3.0	86.0	11,000	不明		県北 302
11	根比呂	村木郷	2.5	4.5	79.0	135,000	313		県北 303
12	本谷	村木郷	7.8	4.7	63.0	42,000	不明		県北 304
13	長谷	長野郷	7.2	9.9	87.0	25,000	不明		県北 305
14	狸山下	村木郷	12.0	5.5	69.0	25,000	不明		県北 306
15	狸山上	村木郷	12.0	4.0	49.0	10,000	不明		県北 307
16	稗ノ尾谷	小樽郷	2.0	5.7	25.0	13,000	不明		県北 308
17	仏坂	小樽郷	10.3	4.2	61.0	67,000	不明		県北 309
18	岩峠	折敷瀬郷	11.0	7.3	60.0	68,000	不明		県北 310
19	天の池	皿山郷	9.2	6.0	128.0	35,000	不明		県北 311
20	百貫	村木郷	13.7	4.5	77.4	35,000	不明		県北 312
21	長尾第一	村木郷	3.7	6.2	39.8	30,000	不明		県北 313
22	清代溜池	金屋郷	4.4	7.7	90.0	37,000	26		県北 314
23	山ノ上	志折郷	5.0	6.2	104.0	35,000	不明		県北 315
24	尻無	永尾郷	4.5	6.4	28.2	5,000	不明		県北 316
25	川見谷	井石郷	8.9	10.4	28.5	16,000	不明		県北 317

波佐見町地域防災計画
資料編

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

26	菓子様	田ノ頭郷	4.3	5.6	91.0	20,000	不明		県北 318
27	曾良道	長野郷	9.4	5.1	134.0	7,000	不明		県北 319
28	鷹の巣第一	村木郷	15.1	3.8	42.9	2,000	不明		県北 320
29	平木場	長野郷	14.4	6.4	87.0	80,000	不明		県北 321
30	似田ノ尾	村木郷	4.0	4.9	28.5	5,200	不明		県北 322
31	堂ノ巣第一	野々川郷	4.9	7.8	29.0	16,000	不明		県北 323
32	鷹の巣第二	村木郷	15.1	3.6	17.1	1,000	不明		県北 324
33	無田	長野郷	2.0	4.1	51.0	30,000	不明		県北 325
34	向山	金屋郷	4.4	3.8	49.0	3,000	不明		県北 326
35	日見須	長野郷	2.4	7.8	82.0	50,000	不明		県北 327
36	小野ノ下	志折郷	16.8	3.9	23.6	5,000	不明		県北 328
37	多婦ノ木	稗木場郷	2.6	3.8	25.0	5,500	121		県北 329
38	大石ノ本	野々川郷	4.0	5.7	37.0	2,000	不明		県北 330
39	舞相第二	折敷瀬郷	1.2	5.0	36.9	20,000	不明		県北 331
40	上の名	村木郷	0.5	4.0	22.0	5,000	不明		県北 332
41	桜内第一	村木郷	0.9	4.0	33.7	5,000	不明		県北 333
42	桜内第二	村木郷	0.9	4.4	20.0	1,400	不明		県北 334
43	無田川内	折敷瀬郷	1.5	4.1	27.0	2,600	不明		県北 335
44	瀬別当第二	村木郷	1.6	5.0	25.5	5,000	不明		県北 336
45	キヤン	井石郷	0.3	6.3	36.0	6,700	不明		県北 337
46	片平山	長野郷	1.1	3.9	39.0	1,000	不明		県北 338
47	舟倉	小樽郷	1.2	3.6	30.0	1,500	不明		県北 339
48	橋ノ谷	井石郷	5.2	5.3	28.5	2,000	不明		県北 340
49	黒木原	村木郷	0.1	3.7	29.0	2,000	不明		県北 341
50	東笠山	村木郷	0.7	3.5	30.6	3,000	不明		県北 342
51	鍛冶屋谷第一	村木郷	0.1	3.6	23.0	1,000	不明		県北 343
52	浦山	金屋郷	0.4	4.6	69.4	1,500	不明		県北 344
53	鍛池	村木郷	12.3	6.7	44.0	6,000	不明		県北 345
54	馬四郎	宿郷	0.3	2.7	65.0	2,200	不明		県北 346

55	本谷	村木郷	1.3	4.6	21.3	1,400	71		県北 347
56	江ナ木場	村木郷	0.8	3.7	45.0	1,600	不明		県北 348
57	大尾第二	村木郷	0.8	5.3	49.0	6,000	不明		県北 349
58	椎ノ木谷	田ノ頭郷	0.6	3.7	44.2	1,000	不明		県北 350
59	アメ牛ノ久保	野々川郷	0.5	5.6	48.0	5,000	不明		県北 351
60	大山谷	野々川郷	2.0	4.6	48.0	7,000	不明		県北 352
61	鷹ノ巣第三	村木郷	13.9	4.3	50.5	1,900	不明		県北 353
62	吉頭	野々川郷	4.8	4.4	89.0	5,100	不明		県北 354
63	屋敷原第一	村木郷	0.2	3.6	21.0	600	不明		県北 355
64	前畑	稗木場郷	0.2	4.1	35.0	900	不明		県北 356
65	辺後第一	長野郷	0.8	2.5	11.0	700	不明		県北 357
66	木場山	永尾郷	1.0	3.2	28.0	600	不明		県北 358
67	堂の巣第二	野々川郷	0.5	4.7	34.0	350	不明		県北 359

重要水防区域(河川)

水防管理団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
				市郡	町村	位置			
波佐見町 川棚町	川棚川	川棚川	右	5500	東彼杵郡	波佐見町	江川橋上流50mより志折川合流点上流300m	C	溢水、決壊 積土のう工
			左	1600	東彼杵郡	川棚町	江川橋上流50mより倉本橋下流150m		
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	1000	東彼杵郡	波佐見町	猪乗川合流点下流150mより志折橋下流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
波佐見町	川棚川	川棚川	右	400	東彼杵郡	波佐見町	西前寺橋上流150mより万年橋下流150m	B	溢水、決壊 積土のう工
			左	3700	東彼杵郡	波佐見町	中田橋上流150mより川内川合流点		
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	2900	東彼杵郡	波佐見町	万年橋下流150mより樋渡橋上流400m	C	溢水、決壊 積土のう工
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	200	東彼杵郡	波佐見町	川内川合流点より川内川合流点上流200m	A	溢水、決壊 積土のう工
波佐見町	川棚川	川棚川	右	1300	東彼杵郡	波佐見町	樋渡橋上流より宿橋上流50m	B	溢水、決壊 積土のう工
			左	2500	東彼杵郡	波佐見町	川内川合流点上流400mより陣川橋		
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	700	東彼杵郡	波佐見町	陣川橋より宿橋上流50m	C	溢水、決壊 積土のう工
波佐見町	川棚川	川棚川	右	300	東彼杵郡	波佐見町	宿橋上流50mより鹿山橋上流150m	A	溢水、決壊 積土のう工
			左	300	東彼杵郡	波佐見町	宿橋上流50mより鹿山橋上流150m		
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	700	東彼杵郡	波佐見町	鹿山橋上流150mより横杖橋下流300m	B	溢水、決壊 積土のう工
波佐見町	川棚川	川棚川	右	5500	東彼杵郡	波佐見町	横杖橋下流300mより永尾橋上流100m	C	溢水、決壊 積土のう工
			左	2900	東彼杵郡	波佐見町	鹿山橋上流150mより湯無田橋上流200m		
波佐見町	川棚川	川棚川	右左	3800	東彼杵郡	波佐見町	湯無田橋上流200mより山口橋(県道)	B	溢水、決壊 積土のう工

砂防指定地

番号	河川名	所在地	区域の指定	
			告示年月日	告示番号
1	川内川	川内郷	昭和 24 年 12 月 2 日	第 907 号
2	志折川	志折郷	昭和 26 年 10 月 6 日	第 898 号
3	中尾川	中尾郷	昭和 27 年 10 月 9 日	第 1281 号
4	中尾川及び井石川	中尾郷、井石郷	昭和 31 年 12 月 11 日	第 1970 号
5	開田川	鬼木郷	昭和 32 年 9 月 6 日	第 1085 号

地すべり防止区域（国土交通省所管）

番号	区域名	区域面積 (ha)	所在地	区域の指定	
				告示年月日	告示番号
1	長野	5.37	甲長野郷	昭和 36 年 5 月 17 日	第 1063 号
2	三股	5.05	三股郷	昭和 36 年 5 月 17 日	第 1063 号

地すべり防止区域（農林水産省所管）

番号	区域名	区域面積 (ha)	所在地	区域の指定	
				告示年月日	告示番号
1	石原	97.30	野々川郷	昭和 43 年 2 月 27 日	第 205 号
2	鬼木	50.30	鬼木郷	昭和 47 年 3 月 18 日	第 420 号
3	谷源志	10.50	鬼木郷	平成 16 年 2 月 9 日	第 253 号

地すべり防止区域（林野庁所管）

番号	区域名	区域面積 (ha)	所在地	区域の指定	
				告示年月日	告示番号
1	古田	5.11	金屋郷	昭和 34 年 6 月 5 日	第 504 号
2	皿山	6.50	皿山郷	昭和 37 年 8 月 4 日	第 1010 号
		15.35	皿山郷	昭和 54 年 9 月 1 日	第 1216 号
3	田ノ頭	14.90	田ノ頭郷	昭和 37 年 11 月 19 日	第 1447 号
		4.21	田ノ頭郷	平成 9 年 11 月 25 日	第 1709 号
4	野々川	8.70	野々川郷	昭和 37 年 11 月 19 日	第 1447 号
		23.06	野々川郷	昭和 38 年 6 月 12 日	第 771 号
5	白岳	6.93	中尾郷	昭和 59 年 5 月 18 日	第 1203 号
6	永尾	15.86	永尾郷	昭和 63 年 6 月 23 日	第 861 号

7	長原	24.98	甲長野郷	平成4年8月5日	第871号
---	----	-------	------	----------	-------

急傾斜地指定

番号	地区名	所在地	区域の指定	
			告示年月日	告示番号
1	三股	三股郷	昭和53年9月5日	第714号
2	中尾	中尾郷	平成4年12月8日	第1118号
3	町ノ坪	湯無田郷	平成5年3月23日	第296号
4	中尾(2)	中尾郷	平成12年2月8日	第145号
5	御堂	小樽郷	平成14年9月27日	第1106号
6	永尾(7)	永尾郷	平成15年3月18日	第325号

治山事業・自然災害防止事業

災害関連緊急治山事業

番号	地区名
1	金屋郷中ノ地区
2	金屋郷上ノ地区

緊急予防治山事業

番号	地区名
1	下湯無田地区

自然災害防止事業

番号	地区名
1	岳辺田地区
2	井石地区
3	中尾地区
4	鬼木地区

3 土砂災害警戒区域一覧

土砂災害（特別）警戒区域

所在地	土砂災害の原因となる自然現象の種類						区域の指定	
	急傾斜地崩壊 (箇所)		土石流 (箇所)		地すべり (箇所)			
	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	告示 年月日	告示番号
野々川郷、小樽郷、 湯無田郷	89	89	23	21	0	0	平成 29 年 3 月 17 日	第 226 号
湯無田郷、折敷瀬郷、 宿郷、村木郷、 皿山郷、井石郷	144	144	56	56	0	0	平成 30 年 3 月 16 日	第 240 号
稗木場郷、長野郷、 志折郷、田ノ頭郷、 川内郷、岳辺田郷、 金屋郷、鬼木郷、 中尾郷、三股郷、 永尾郷、野々川郷、 皿山郷	264	263	115	114	10	0	平成 31 年 3 月 15 日	第 228 号
岳辺田郷、川内郷、 田ノ頭郷、金屋郷、 井石郷、中尾郷、 三股郷、永尾郷	0	0	0	0	12	0	令和 2 年 3 月 27 日	第 267 号
計	497	496	194	191	22	0		

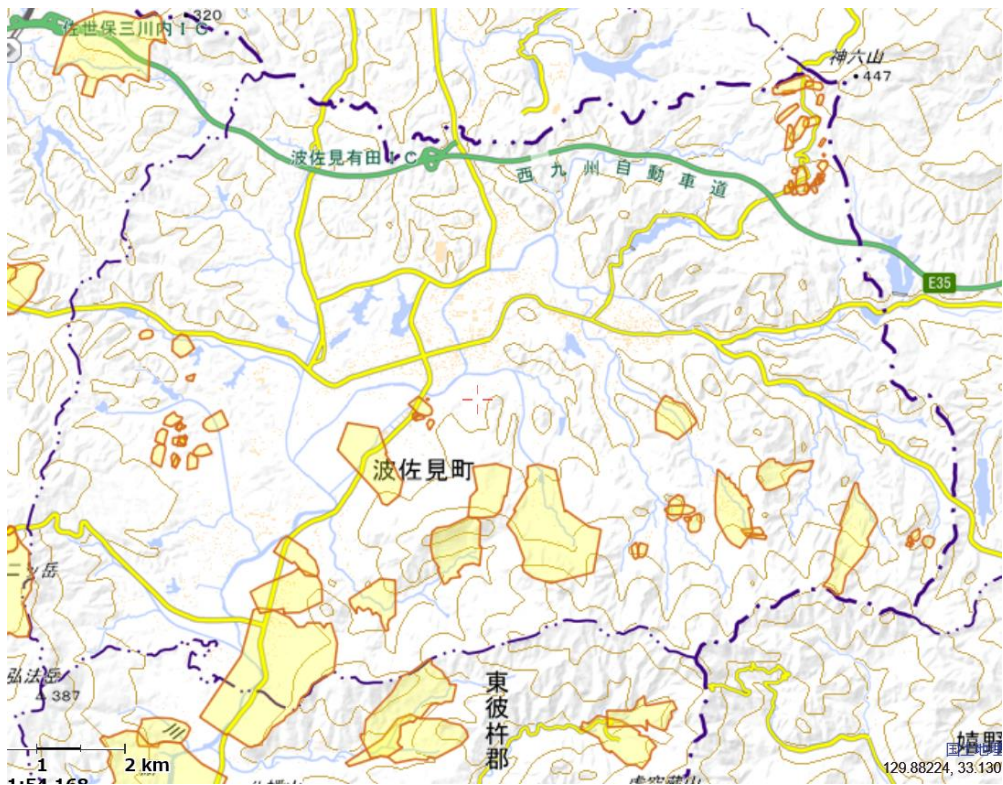
総合計	土砂災害警戒区域 (箇所)	土砂災害特別警戒区域 (箇所)
	713	687

1. 土石流（特別）警戒区域



資料：長崎県総合防災GIS

2. 地すべり警戒区域



資料：長崎県総合防災GIS

3. 急傾斜地（特別）警戒区域

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編



資料：長崎県総合防災GIS

資料編

4 災害時応援協定等一覧

担当		協定締結先	協定名	協定締結年月日
総務課	1	(株)エレナ 波佐見店	災害時における備蓄非常食料品に関する協定書	平成25年11月8日
	2	長崎県LPガス協会 佐世保支部	災害時におけるLPガス供給に関する協定	平成25年12月10日
	3	波佐見高等学校	避難所施設利用に関する協定書	平成26年7月1日
	4	大塚製薬(株)	波佐見町と大塚製薬(株)との包括連携協定書	平成28年5月24日
	5	九州電力(株)大村配電事業所	波佐見町地区災害復旧に関する覚書	平成28年8月9日
	6	川棚警察署	防災行政無線の活用に関する覚書	平成30年2月20日
	7	一般社団法人 大村東彼薬剤師会	災害時等における薬剤師の派遣に関する協定書	平成31年1月22日
	8	大村東彼歯科医師会	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書	平成31年1月22日
	9	東彼商工会	消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定書	平成31年1月22日
	10	一般社団法人 東彼杵郡医師会	災害時の医療救護に関する協定書	令和元年11月21日
	11	株式会社 ソラシドエア	包括連携協定	令和元年11月21日
	12	社会福祉法人 波佐見町社会福祉協議会	波佐見町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	令和2年3月12日
	13	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等に関する協定	令和2年11月16日
	14	王子コンテナ(株) 九州北工場	災害時における物資の調達に関する協定書	令和2年12月22日
	15	長崎段ボール(株)	災害時における物資の調達に関する協定書	令和2年12月22日
	16	(株)ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	令和3年3月15日
	17	三協フロンテア(株)	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	令和3年6月24日
	18	波佐見町社会福祉協議会	災害時における避難所に関する協定	令和4年7月1日
住民福祉課	18	社会福祉法人 愛隣会	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成26年1月6日
	19	社会福祉法人 交楽会		平成26年1月6日
	20	医療法人 優和会		平成26年1月27日

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

5 備蓄物資一覧

備蓄品目		総数	備考
アルファ米	五目ご飯	2,400	
	おにぎり	2,500	
	わかめ	300	
	きのこ	300	
保存水 (500ml)		2,880	
液体ミルク		54	
使い捨てほ乳瓶		96	
ベビーベッド		24	
毛布		730	
マット		30	20m
マット (1人用)		350	
エアーマット		100	
非常食 (缶詰パン)		1,440	1 缶 380 kcal
非常食 (カロリーメイト)		1,500	1 箱 200 kcal
簡易トイレ		15	凝固剤 5,500 個
段ボール製ベッド		30	
段ボール製パーテーション		56	
パーテーション		260	
簡易ベッド		129	
COOL Jetter (冷風器)		3	
石油ストーブ		17	
スポットクーラー		13	
発電機		16	
蓄電池		5	

(令和5年4月1日現在)

6 指定避難所等一覧

1. 指定緊急避難場所一覧

No.	施設名	所在地	対象とする災害の種類					面積 (㎡)	指定避難所 との重複
			洪水	土砂 災害	地震	大規 模な 火災	内水 氾濫		
1	東小学校グラウンド	湯無田郷 808		○	○	○		8,465	
2	東小学校体育館	湯無田郷 808		○	○	○		935	○
3	勤労福祉会館	井石郷 2255-2	○	○	○	○	○	601	○
4	甲辰園グラウンド	折敷瀬郷 1314-3	○	○	○	○	○	8,300	
5	中学校グラウンド	折敷瀬郷 1999		○	○	○		22,609	
6	中学校体育館	折敷瀬郷 1999		○	○	○		1,046	○
7	波佐見町体育センター	折敷瀬郷 2078		○	○	○		1,370	○
8	波佐見町総合文化会館	折敷瀬郷 2064		○	○	○		667	○
9	中央小学校グラウンド	折敷瀬郷 1986		○	○	○		10,100	
10	中央小学校体育館	折敷瀬郷 1986		○	○	○		890	○
11	中央グラウンド	宿郷 1537-7	○	○	○	○	○	7,300	
12	波佐見中央浄化センター	宿郷 201-1		○	○	○		5,800	
13	村木郷グラウンド	村木郷 925	○	○	○	○	○	4,500	
14	稗木場郷グラウンド	稗木場郷 639-1	○	○	○	○	○	1,000	
15	田ノ頭郷グラウンド	田ノ頭郷 1572	○	○	○	○	○	5,000	
16	鴻ノ巣グラウンド	長野郷 2147-2	○	○	○	○	○	14,300	
17	南小学校グラウンド	長野郷 228		○	○	○		7,909	
18	南小学校体育館	長野郷 228	○	○	○	○	○	890	○
19	農村環境改善センター前庭	長野郷 173-2		○	○	○		3,900	
20	農村環境改善センター	長野郷 173-2	○	○	○	○	○	747	○
21	波佐見高校グラウンド	長野郷 312-5		○	○	○		12,700	
22	波佐見高校体育館	長野郷 312-5		○	○	○		917	○
23	甲長野郷グラウンド	長野郷 2564-1	○	○	○	○	○	4,900	
24	志折郷グラウンド	志折郷 1743-3	○	○	○	○	○	1,600	
25	平野郷グラウンド	中山郷 1217	○	○	○	○	○	1,300	

2. 指定避難所一覧表

No.	避難施設	所在地	電話	収容人数 (1人3㎡)	収容面積 (㎡)	建設 年度	土砂 災害
1	中尾山交流館	中尾郷 157	85-2273	40	127	H 8	×
2	三股郷公民館	三股郷 276-1	—	20	57	S 5 8	×
3	永尾構造改善センター	永尾郷 342-6	—	60	193	S 6 1	×
4	旧東小学校永尾分校	永尾郷 60-1	—	30	96	S 6 1	×

波佐見町地域防災計画
資料編

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

5	小樽構造改善センター	小樽郷 392	85-3891	40	135	S 6 2	×
6	野々川郷公民館	野々川郷 1552-3	—	90	277	H 1 3	×
7	内海産業会館	湯無田郷 1274-2	85-2150	120	392	S 3 7	×
8	東小学校体育館	湯無田郷 808	85-2061	290	935	H 1 5	
9	井石郷公民館	井石郷 2061-1	—	70	224	S 6 0	×
10	勤労福祉会館	井石郷 2255-2	85-2214	170	526	S 5 6	
11	鬼木構造改善センター	鬼木郷 906-1	—	40	137	S 6 1	×
12	金屋コミュニティセンター	金屋郷 1165-1	—	50	149	S 6 2	×
13	折敷瀬集落センター	折敷瀬郷 1836-1	85-2292	90	285	S 5 5	
14	中学校体育館	折敷瀬郷 1999	85-2421	330	1,046	S 5 1	
15	波佐見町体育センター	折敷瀬郷 2078	85-5992	430	1,370	S 6 0	
16	波佐見町総合文化会館	折敷瀬郷 2064	85-2034	270	829	H 9	
17	中央小学校体育館	折敷瀬郷 1986	85-3131	280	890	H 7	
18	宿コミュニティセンター	宿郷 590-1	85-5986	60	172	S 6 2	
19	村木郷公民館	村木郷 937-1		60	183	S 6 3	
20	皿山郷公民館	皿山郷 352-4		40	118	S 4 9	×
21	稗木場郷公民館	稗木場郷 639-1		60	174	S 6 0	
22	田ノ頭郷公民館	田ノ頭郷 358-4	85-3673	30	110	S 5 6	
23	川内郷公民館	川内郷 145-2	—	40	139	H 2	×
24	岳辺田郷公民館	岳辺田郷 770-1	—	30	102	S 5 6	×
25	甲長野郷公民館	長野郷 2561-3	85-3796	50	148	S 5 1	
26	乙長野郷公民館	長野郷 211-2		50	167	S 5 8	
27	南小学校体育館	長野郷 228	85-2414	280	890	H 1 8	
28	波佐見高校体育館	長野郷 312-5	85-3215	290	917	S 5 6 (H14 改修)	
29	農村環境改善センター	長野郷 173-2	85-6428	190	566	S 5 5 (H20 改修)	
30	協和郷公民館	長野郷 587	85-3799	50	154	S 5 5	
31	志折郷公民館	志折郷 1716-1	—	50	157	H 8	×
32	平野郷公民館	中山郷 1971-1	—	20	72	S 5 4	

3. 福祉避難所一覧

	施設の名称	所在地	電話番号	受け入れ予定人数
1	デイサービスセンターいきいき	長野郷	26-7388	50
2	特別養護老人ホーム はさみ荘(ショートステイ)	稗木場郷	85-4598	10
3	小規模多機能はさみ園	稗木場郷	85-4598	40
4	デイサービスセンター 銀のらくだ	湯無田郷	20-7505	20

7 緊急輸送道路ネットワーク図



資料：長崎県地域防災計画（資料編）

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

8 緊急通行車両等事前届出書、確認申請書の様式

別記様式第1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 長崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 年 月 日 Ⓜ		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 Ⓜ		第 号 長崎県公安委員会 印
番号標に表 示されている番 号 この用途(緊急 通行車両に 乗る場合は、 乗員又は品名)	住所 () 局 番	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときは、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚 損し、破損した場合には、公安委員会(警察署等経由)に届け 出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
使用 者 氏 名	出 発 地	(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※ 旧様式も使用できます。

様式第4 (第6条関係)

第 号		緊急通行車両確認申請書	
長崎県公安委員会殿		申請者住所	
(電話)		氏名	
印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

9 要配慮者利用施設一覧

■川棚川浸水想定区域内に立地する要配慮者施設

番号	施設名	所在地
1	ライフ 波佐見	湯無田郷 925-3
2	生活支援センターそら	稗木場郷 1143-4
3	はってん荘	岳辺田郷 361
4	白毫保育園	折敷瀬郷 1901-3
5	光輪はさみこども園（乳児部）	湯無田郷 1117
6	おいでおいでルーム	長野郷 306-3
7	小鳥居内科脳神経内科クリニック	岳辺田郷 469
8	医療法人衷心会 はばたきクリニック	岳辺田郷 362-1
9	デイサービスセンター いきいき	長野郷 516-11
10	介護サービス なごみ	湯無田郷 933-6
11	グループホーム まごころ	岳辺田郷 361
12	グループホーム ひだまり	長野郷 380-17
13	小規模多機能ホーム 侑和	折敷瀬郷 1024-1
14	いきいき	長野郷 516-11
15	東小学校	湯無田郷 808
16	中央小学校	折敷瀬郷 1986
17	波佐見中学校	折敷瀬郷 1999
18	波佐見高校	長野郷 312-5

■土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者施設

番号	施設名	所在地
1	ゆい	小樽郷 543
2	こうの内科医院	湯無田郷 128-14
3	デイサービスセンター 銀のらくだ	湯無田郷 128-14
4	林歯科医院	湯無田郷 1131
5	アナンダこども園（幼児部）	金屋郷 194
6	小規模多機能ホーム 侑和	折敷瀬郷 1024-1
7	子ども発達支援室 さくらいろ	稗木場郷 104
8	特別養護老人ホーム はさみ荘	稗木場郷 794-1
9	小規模多機能 はさみ園	稗木場郷 796-3
10	南小学校	長野郷 228
11	はってん荘	岳辺田郷 361
12	グループホーム まごころ	岳辺田郷 361
13	医療法人衷心会 ひかりのくに	岳辺田郷 362-1
14	小鳥居病院	岳辺田郷 778

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

10 波佐見町防災会議条例

○波佐見町防災会議条例

昭和38年3月26日条例第11号

改正

平成9年3月24日条例第17号

平成12年3月21日条例第15号

波佐見町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、波佐見町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 波佐見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 波佐見町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 長崎県の知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 長崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長及び東消防署波佐見出張所長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (7) 陸上自衛隊第16普通科連隊の隊員のうちから町長が任命する者

- 6 前項第1号から第3号まで、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ5人、1人、10人、6人及び1人とする。
- 7 第5項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長崎県の職員、波佐見町の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

11 波佐見町災害対策本部条例

○波佐見町災害対策本部条例

昭和38年3月26日条例第15号

改正

平成8年7月1日条例第6号

平成24年9月24日条例第20号

波佐見町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、波佐見町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月24日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

12 波佐見町災害対策本部要綱

○波佐見町災害対策本部要綱

昭和37年6月1日訓令第2号

改正

昭和53年12月26日訓令第1号

平成17年3月31日訓令第1号

平成17年9月20日訓令第3号

平成19年1月26日訓令第1号

波佐見町災害対策本部要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県災害対策連絡通報要綱（昭和33年公告）第1条の規定に基づき、災害時における長崎県災害対策本部同県北支部及び協力機関との連携を密にし、波佐見町における災害の予防警戒防圧及び被災者の救護、被災地の修復等に適切迅速なる処置を施し、もって被害の局限に努め災害時における社会秩序と福祉の保全を図ることを目的とする。

(組織編成)

第2条 災害時における各般の義務を処理し、前条の目的を達成させるため本部に次の班を置く。

- (1) 総務班
- (2) 厚生班
- (3) 衛生班
- (4) 商工班
- (5) 農林班
- (6) 土木班
- (7) 上下水道班
- (8) 文教班
- (9) 予備班
- (10) 協力班（協力機関名を冠する。）

(役員構成等)

第3条 この本部の役員構成等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 役員

本部長 副本部長 部付若干人 班長 副班長 係長

(2) 構成

- ア 本部長は、町長とする。
- イ 副本部長は、消防団長及び副町長とする。
- ウ 部付は、総務課長その他必要と認める者とする。
- エ 班長・副班長は、本部長が役場の職員の中から委嘱する。
- オ 班には、必要に応じ、係長を置くものとし、本部長が委嘱する。

(3) 任務

- ア 本部長は、本部を代表し、本部の事務を指揮統括する。
- イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長不在のときは、これを代行する。
- ウ 部付は、本部長を補佐する。
- エ 班長は、本部長の命を受けて、所管事務を掌理する。
- オ 副班長は、班長を補佐し、班長不在のときは、これを代行する。
- カ 係長及び係員は、班長の命を受けて担当事務を分掌する。

(各班の事務分掌)

第4条 各班の事務は、別表の分担表のとおりとする。

(各班の編成)

第5条 災害は、事前措置から処置完了まで、昼夜を通じ、又は数日連続しての勤務が必要となる場合が多いため、各班の編成は、最少限度の平常業務要員を設定しておくとともに、24時間以上の継続勤務にわたる場合は、原則として一昼夜ごと半数の3交替方式の編成をするものとする。

(実施要領及び留意事項)

第6条 災害が発生した場合における実施要領及び留意事項は、次のとおりとする。

(1) 実施要領

ア 本部設置

この本部は、町内において災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において設置する。

イ 本部設置の時期

- (ア) 災害発生又はそのおそれのある情報を確認したとき。
- (イ) 気象情報により近く風水害等の発生するおそれがあると認めたとき。

(ウ) 管轄区域内の災害について県本部が設置されたとき。

ウ 招集

第1種招集＝総務班長及び総務班のうち指名を受けた者

第2種招集＝本部長・副本部長・部付・指名された班長及び班員

第3種招集＝全員

上記の招集区分については、本部長の命により、総務班長が、これを通知する。

(2) 留意事項

ア 事前対策

災害は、事前の備えによってこれを未然に防止し、又は被害を極度に軽減することができる。よって事前の対策について各班は、十分なる検討を行い、措置しておかねばならない。

事前措置の一般的な事項は、次のようなものである。

(ア) 河川、溜池等の巡視及びダム、堤防の欠壊、脆弱個所の調査

(イ) 非常出水に際しての人員配置計画及び関係機関との協力態勢

(ウ) 量水標、観測施設の整備状況の検査、水文記録の収集（気象水文は主として雨量）

(エ) 水防倉庫の整備（備蓄基準以上の整備）、資器械の主なもの（かます・木材・わら縄・鉄線・ツルハシ・ロープ・スコップ・ガンズメ・カマ・その他）

(オ) 不法占用等の取締、無届工作物設置その他災害を発生せしめるような行為の制限（長崎県北振興局に連絡）

(カ) 水門、開門の点検（扉の操作）

(キ) 気象通知電報の加入（気象機関の発する気象情報について優先扱＝電報局・郵便局）

(ク) 非常電話の加入（災害発生通信の優先扱＝加入無料、通話3倍料金）

(ケ) 局地性豪雨（雨量観測施設＝1町村1か所以上）

(コ) 強雨時は、30分ごとの測定

(サ) 強雨1時間以上継続の場合＝直ちに手配

(シ) 大雨警報発表後の人命救護対策（地すべり・がけくずれ・山津浪・河川はんらん・低地の浸水等についての危険箇所の事前調査並びに退避計画）

(ス) 停電時のための提灯・電池式ラジオの備付け

(セ) 通信途絶の場合に備えての非常無線との事前連絡（アマチュア無線の活用）

イ 招集連絡網の整備

災害は、昼夜の別なく発生するものであり、この処置は極めて緊急を要するので、連絡網を十分に整備充実しておくことは最も重要なことである。その方策としては、気象上の注意報（気象によらない災害発生のおそれのある場合を含む。）が発せられた場合は、各自その後の気象情報（報道機関の発する災害情報を含む。）に注意し、その居所、連絡方法等を明らかにするなど、常に招集に応じられる体制を整えておくこと。

各班ごとに班員の招集連絡網を綿密に設定しておくこと。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年訓令第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年訓令第1号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

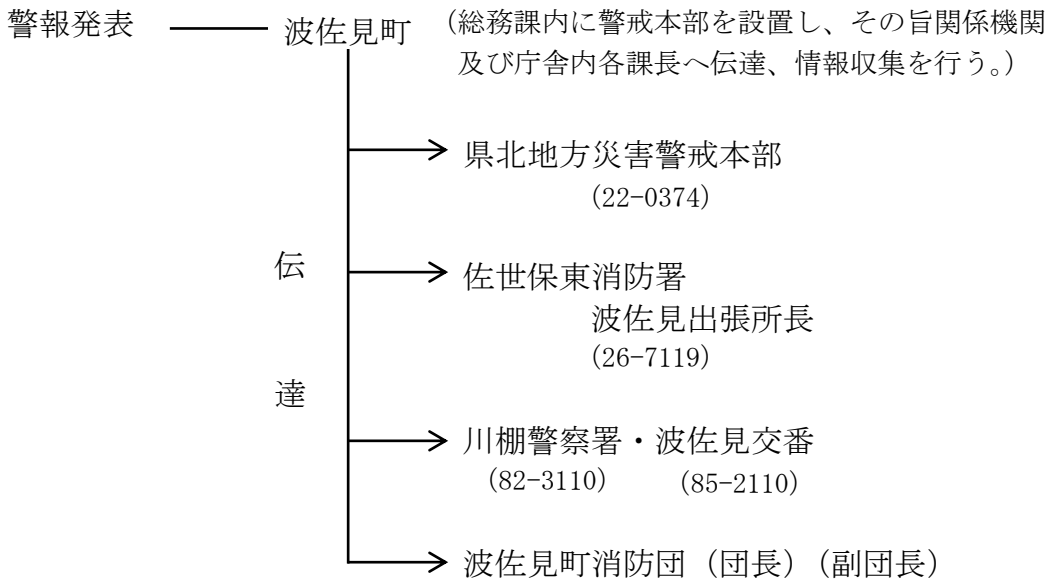
波佐見町災害対策本部業務分担表

本部	班名	担当業務
本部長 町長	総務班	本部の処務、本部会議、災害情報の収集及び伝達報告、災害対策本部及び消防団の出動体制連絡、その他他班の所管に属しない事項
	衛生班	救急医療品の調達及び配分、応急医療及び助産、保健所及び医療機関との連絡調整、災害時の防疫及びごみ等の救急処理、その他衛生班の業務に関すること
副本部長 消防団長 副町長 部付 教育長	厚生班	難所等の開設及び管理運営、救援物資の輸送、その他厚生班の業務に関すること
	商工班	商工業施設の災害予防措置、商工業施設の災害復旧措置、通信施設の災害、その他商工班の業務に関すること
	農林班	農作物の災害対策、農作物の災害に伴う病虫害の予防及び駆除、農

		業用施設の災害予防措置並びに災害復旧措置、その他農林班の業務に関すること
	土木班	道路・橋梁・河川等の事前警戒及び応急措置並びに災害復旧、農地の災害予防措置並びに災害復旧措置、その他土木班の業務に関すること
	上下水道班	飲料水の確保、上下水道施設の予防警戒措置、上下水道施設の災害復旧、その他上下水道班の業務に関すること
	文教班	学校教育・社会教育（文化財含む。）体育施設の被害状況調査及び応急対策、児童生徒の避難誘導、児童生徒の保健及び学校給食、その他文教班の業務に関すること
	予備班	各班への応援協力
	協力班	専門技術、施設、労力、機能等の提供、総務班との連絡調整（協力機関名を冠する。）
備考	1 招集区分 第1種招集 総務班長及び総務班のうち指名を受けた者 第2種招集 本部長 副本部長 部付 指名された班長及び班員 第3種招集 全員 2 24時間以上の継続的勤務にわたる場合を予想して各班ごとに1・2組編成した。	

13 波佐見町伝達系統図

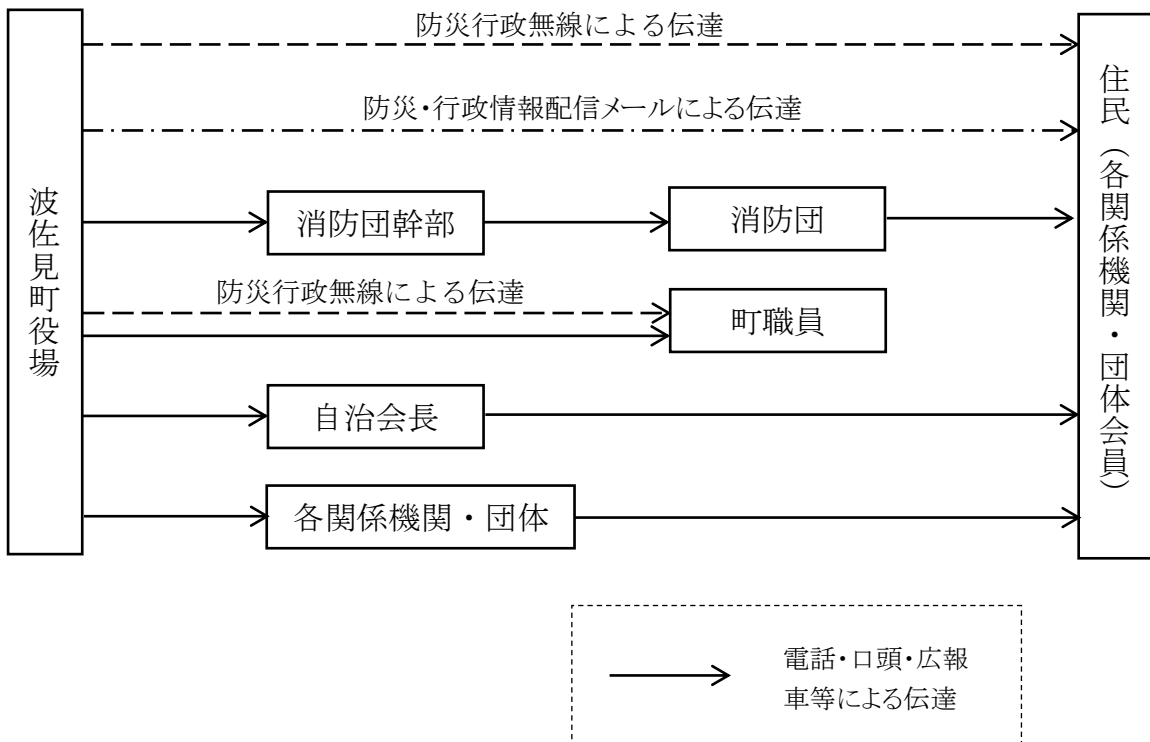
①災害警戒本部設置時



②災害対策本部設置時

関係機関から通報される予報・警報等の受理・伝達の担当及び流れは、次のとおりとする。

- ・勤務時間内： 総務課防災担当が受理・伝達
- ・勤務時間外： 警備員が受理 → 警備員が、総務課長及び総務課防災担当に伝達 → 総務課長が、町長・副町長に報告



共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

14 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼書の様式

様式1 (派遣要請)

長崎県知事様	第 年 月 日	号 日
	波佐見町長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)		
標記のことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
(1) 要請責任者の職氏名		
(2) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
(3) 派遣地への最適経路		
(4) 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
① 連絡場所		
② 現場責任者		
③ その他		

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

様式2 (撤収要請)

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

	第	号				
	年	月	日			
長崎県知事様						
	波佐見町長		印			
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)						
月	日	第	号			
で依頼した自衛隊の災害派遣部隊について、下記のとおり撤収要請を依頼します。						
記						
1	撤収日時	年	月	日	時	分
2	撤収事由					
3	その他必要事項					

15 警報・注意報等の種類

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

① 特別警報

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 警報

種類	概要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の検討も必要。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による

報	重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 注意報

種類	概要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替えるか可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には

は、低温のために農作物等に著しい被害が発生したとき、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
--

共
通
編

風
水
害
等
災
害
応
急
対
策
編

地
震
・
原
子
力
災
害
応
急
対
策
編

資
料
編

16 雨や風の強さと被害等との関係

①雨の強さと降り方

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起りやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる					雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、 厳重な警戒が必要

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには「記録的短時間大雨情報」を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

※気象庁ホームページ「雨の強さと降り方」より

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/yougo_hp/amehyo.html

②風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平 になり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるもの がある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていなくて 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するもの がある。 固定されていないプレハブ小屋が移 動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) が広範囲に破れる。	40
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属屋根の葺材が めくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるもの がある。 ブロック壁で倒壊するもの がある。	走行中のトラックが横転する。	外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	50
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。	
	40以上	140km～						

- (注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
- (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

17 台風の規模

共通編

①台風の大きさ

台風に伴う風速15m/s以上の領域の半径を基準にして次のように決める。風速15m/s以上の半径が非対称の場合は、その平均値をとる。

大きさ	風速15m/s以上の半径
《表現なし》	500Km 未満
大 型：（大きい）	500Km 以上 800Km 未満
超大型：（非常に大きい）	800Km 以上

②台風の強さ（中心付近の最大風速）

台風の最大風速を基準にして次のように決める。

強さ	最 大 風 速
《表現なし》	33 m/s (64ノット) 未満
強い	33 m/s (64ノット) 以上 44 m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44 m/s (85ノット) 以上 54 m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54 m/s (105ノット) 以上

風水害等災害応急対策編

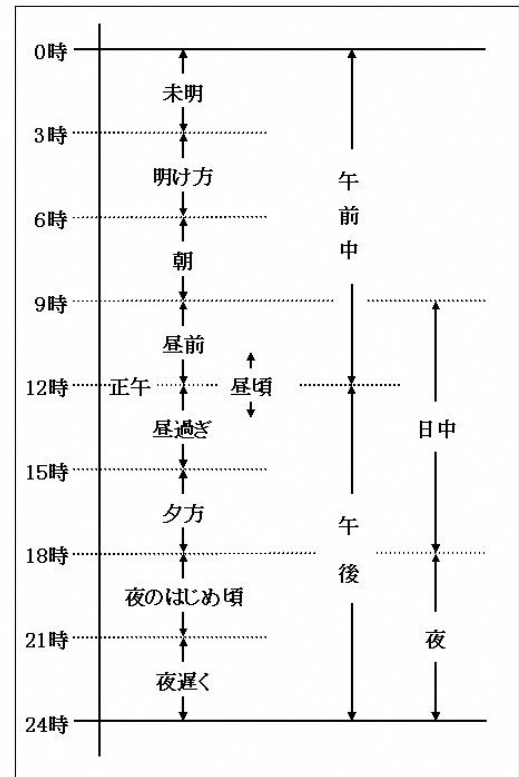
地震・原子力災害応急対策編

資料編

18 天気予報に用いる時刻に関する用語

①一日の時間細分の用語

用語	説明
未明	午前0時から午前3時頃まで。
明け方	午前3時頃から午前6時頃まで。
朝	午前6時頃から午前9時頃まで。
午前中	一般には午前0時から正午までだが、5時予報、11時予報の「今日」の予報では、発表時から正午までの期間に対して用いる。
昼頃	正午の前後それぞれ1時間を合わせた2時間くらい。
昼前	午前9時頃から12時頃まで。
昼過ぎ	12時頃から15時頃まで。
午後	12時から24時まで。
夕方	15時頃から18時頃まで。
夜のはじめ頃	18時頃から21時頃まで。
夜	18時頃から翌日の午前6時頃まで。府県天気予報では日界が24時のため、18時頃から24時まで。
夜遅く	21時頃から24時頃まで。
日中	午前9時頃から18時頃まで。



②時間経過などを表す用語

用語	説明
一時	現象が連続的に起こり、その現象の発現期間が予報期間の1/4未満のとき。 ※府県天気予報でいう現象の「連続的」……現象の切れ間がおよそ1時間未満。
時々	現象が断続的に起こり、その現象の発現期間の合計時間が予報期間の1/2未満のとき。 ※府県天気予報でいう現象の「断続的」……現象の切れ間がおよそ1時間以上。
のち	予報期間内の前と後で現象が異なるとき、その変化を示すときに用いる。
次第に	ある現象が(順を追って)だんだんと変わるときに用いる。
はじめ(のうち)	予報期間の初めの1/4ないし1/3くらい。週間天気予報では予報期間の初めの1/3くらい。
周期的	期間中に何回か繰り返される天気変化のこと。

19 気象庁震度階級関連解説表

<留意事項>

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

①人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

②木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

③鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

④地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

⑤ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

⑥大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

20 被害報告様式

共通編

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人		軽傷		人	半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	一部破損			棟	未分類	棟		
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料編

別紙様式 2

被害状況報告

(市町→地方本部)

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

市町名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	
被害者名		即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	
区分		被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連死								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家被害	全壊	5	棟						
		6	世帯						
		7	人						
	半壊	8	棟						
		9	世帯						
		10	人						
	一部破損	11	棟						
		12	世帯						
		13	人						
	床上浸水	14	棟						
		15	世帯						
		16	人						
	床下浸水	17	棟						
		18	世帯						
		19	人						
	計	20	千円						
	非住家	公共建物	21	棟					
		その他	22	棟					
	その他	田	23	ha					
流失・埋没		24	ha						
畑		25	ha						
流失・埋没		26	ha						
学校		27	箇所						
病院		28	箇所						
道路		29	箇所						
橋りょう		30	箇所						
河川		31	箇所						
港湾		32	箇所						
砂防		33	箇所						
清掃施設		34	箇所						
崖くずれ		35	箇所						
鉄道不通		36	箇所						
被害船舶		37	隻						
水道		38	戸						
電話	39	回線							
電気	40	戸							
ガス	41	戸							
ブロック塀等	42	箇所							
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火災発生	建物	45	件						
	危険物	46	件						
	その他	47	件						
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他の	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部設置			月	日	時	分			
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

別紙様式3

被害状況報告 速報 確定

月 日 時 分現在
(地方本部→県本部)

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

地方本部 ()

市町名		月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	
被害者名		即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	即速・確定	
区	分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	
人的被害	死者	1	人						
	うち災害関連死者								
	行方不明者	2	人						
	負傷者	3	人						
住家被害	重傷	4	人						
	軽傷								
	全壊	棟	5						
		世帯	6						
		人	7						
	半壊	棟	8						
		世帯	9						
		人	10						
	一部破損	棟	11						
		世帯	12						
		人	13						
	床上浸水	棟	14						
		世帯	15						
		人	16						
	床下浸水	棟	17						
		世帯	18						
		人	19						
	計	20	千円						
	非住家	公共建物	21	棟					
その他		22	棟						
その他	田	23	ha						
	冠水	24	ha						
	畑	25	ha						
	冠水	26	ha						
	学校	27	箇所						
	病院	28	箇所						
	道路	29	箇所						
	橋りょう	30	箇所						
	河川	31	箇所						
	港湾	32	箇所						
	砂防	33	箇所						
	清掃施設	34	箇所						
	崖くずれ	35	箇所						
	鉄道不通	36	箇所						
	被害船舶	37	隻						
	水道	38	戸						
	電話	39	回線						
電気	40	戸							
ガス	41	戸							
ブロック塀等	42	箇所							
り災世帯数	43	世帯							
り災者数	44	人							
火災発生	建物	45	件						
	危険物	46	件						
	その他	47	件						
公共文教施設	48	千円							
農林水産業施設	49	千円							
公共土木施設	50	千円							
その他の公共施設	51	千円							
小計	52	千円							
公共施設被害市町村数	53	団体							
その他被害	農業被害	54	千円						
	林業被害	55	千円						
	畜産被害	56	千円						
	水産被害	57	千円						
	商工被害	58	千円						
その他	59	千円							
被害総額	60	千円							
災害対策本部設置			月	日	時	分			
災害救助法適用			月	日	時	分			
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							

21 避難情報等の広報文例

1. 土砂災害時

警戒レベル3・高齢者等避難	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> ■ こちらは、波佐見町役場です。 ■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。 (2回繰り返し) ■ ○○避難所を開設しました。 ■ ○○地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。 ■ お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■ 特に崖の付近や川沿いにお住まいの方は早めに、避難を開始してください。 ■ 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■ ○○避難所を開設しました。
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こちらは、波佐見町役場です。 ■ 緊急のお知らせです。 ■ ○○避難所を開設しました。 ■ 土砂崩れの危険があります。 ■ 逃げるのに時間がかかる人は、逃げ始めてください。 ■ ○○避難所を開設しました。
警戒レベル4・避難指示	文例 2-1	<ul style="list-style-type: none"> ■ こちらは、波佐見町役場です。 ■ 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 (2回繰り返し) ■ ○○避難所を開設しました。 ■ ○○地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ■ 土砂災害の危険性が高まっています。 ■ ○○地区の方は、速やかに全員避難行動を開始してください。 ■ ○○避難所を開設しました。 ■ 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 ■ ○○避難所を開設しました。
	文例 2-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こちらは、波佐見町役場です。 ■ 緊急のお知らせです。逃げ始めてください。 ■ ○○避難所を開設しました。 ■ 土砂崩れの危険があります。 ■ 避難場所へ逃げると危ないときは、近くの安全な場所・屋内の高いところに逃げてください。 ■ ○○避難所を開設しました。

警戒レベル5・緊急安全確保	文例 3-1	<ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 (2回繰り返し) ■〇〇地区で土砂災害の発生が確認されました。現在、土砂により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)
	文例 3-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急のお知らせです。命を守ってください。 ■〇〇地区で土砂崩れがありました。土砂で〇〇道路は通れません。早く、近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに逃げてください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

2. 水害時（河川氾濫等）

警戒レベル3・高齢者等避難	文例 1-1	<ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難開始。 (2回繰り返し) ■〇〇避難所を開設しました。 ■〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ■川棚川や水路などに近づかないでください。危険です。 ■お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。 ■特に崖の付近や川沿いにお住まいの方は早めに、避難を開始してください。 ■避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 ■〇〇避難所を開設しました。
	文例 1-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急のお知らせです。 ■〇〇避難所を開設しました。 ■川棚川が危険です。 ■逃げるのに時間がかかる人は、逃げ始めてください。 ■〇〇避難所を開設しました。
警戒レベル4・避難指示	文例 2-1	<ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 (2回繰り返し) ■〇〇避難所を開設しました。 ■〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ■川棚川の水位が上昇し、氾濫の危険性が高まっています。 ■〇〇地区の方は、速やかに全員避難行動を開始してください。 ■〇〇避難所を開設しました。 ■避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。 ■〇〇避難所を開設しました。
	文例 2-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。

		<ul style="list-style-type: none"> ■緊急のお知らせです。逃げ始めてください。 ■〇〇避難所を開設しました。 ■川棚川の水位が高くなり危険です。 ■避難所へ逃げると危ないときは、近くの安全な場所・屋内の高いところに逃げてください。 ■〇〇避難所を開設しました。
警戒レベル5・緊急安全確保	文例 3-1	<ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。 (2回繰り返し) ■〇〇地区で河川の氾濫(又は浸水)が確認されました。 ■現在、浸水により〇〇道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)
	文例 3-2	<p>(簡易版：外国人及び子供向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■こちらは、波佐見町役場です。 ■緊急のお知らせです。命を守ってください。 ■〇〇地区で氾濫(又は浸水)がありました。〇〇道路は通れません。早く、近くの安全な場所、屋内の山から離れた高いところに逃げてください。 (注：命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

22 医療関連施設一覧

共通編

風水害等災害応急対策編

地震・原子力災害応急対策編

資料編

1. 医療施設

病 院		医院（診療所）		歯 科 診療所	薬 局	整骨院
箇所数	病床数	箇所数	病床数			
2	266	10	0	7	8	4

2. 医療機関一覧（※市外局番：0956）

病・医院名	所在地	電話番号	診療科目
小鳥居病院	岳辺田郷	85-3408	精神・内・神内
波佐見病院	稗木場郷	85-7021	内・循・外・整・皮・泌・リハ・人工透析内科・血液内科・脳
西ノ原野中医院	井石郷	85-3054	内・耳・胃・外
はすわ診療所	稗木場郷	85-5221	外・麻・消
八並整形外科リハビリテーション医院	志折郷	85-5775	整・リウ・リハ
藤下内科医院	協和郷	85-7325	内・消・呼
松尾医院	折敷瀬郷	85-2001	外・内・消・整・肛・リハ
いちのせ内科循環器科	稗木場郷	85-7770	内・循
こうの内科医院	湯無田郷	20-7500	内・呼・リハ・アレ・漢内
小鳥居内科脳神経内科クリニック	岳辺田郷	20-7027	内・神・リハ・精
すが眼科	宿郷	20-7575	眼
いわぬま歯科医院	宿郷	85-5348	歯・矯歯・小歯
林歯科医院	湯無田郷	85-3086	歯・矯歯・小歯
片渕歯科	折敷瀬郷	85-6480	歯
はいき歯科医院	協和郷	85-5309	歯・矯歯・小歯
戸嶋歯科医院	宿郷	85-7727	歯・矯歯・小歯・口外
やまべ歯科医院	宿郷	20-7770	歯・矯歯・小歯
なかはら歯科	甲長野郷	56-6677	歯・矯歯・小歯・口外

23 災害弔慰金の支給等に関する条例

○波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月27日条例第12号

改正

昭和50年3月27日条例第12号

昭和53年7月5日条例第12号

昭和56年6月26日条例第18号

昭和57年12月27日条例第22号

昭和62年3月30日条例第5号

平成3年10月7日条例第22号

平成23年10月3日条例第11号

平成31年3月25日条例第5号

令和元年9月27日条例第18号

波佐見町災害弔慰金の支給等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、

その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合は250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害者見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万

円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財及び住民の損害がない場合 150万円

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害(以下「家財の損害」という。)があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（規則で定める場合は5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包括するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年1月23日から適用する。

附 則（昭和53年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給につ

いて適用する。

附 則（昭和62年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害傷害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年10月3日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第14条、第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。